

**L A N型通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧		新																				
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）		第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）																				
第1類 利用料金		第1類 利用料金																				
第1 削除		第1 削除																				
第2 削除		第2 削除																				
第3 第3種サービスに関するもの		第3 第3種サービスに関するもの																				
1 適用		1 適用																				
区 分	内 容	区 分	内 容																			
(1) L A N型通信網サービス区域の設定	(略)	(1) L A N型通信網サービス区域の設定	(略)																			
(2) 品目等に係る料金の適用	ア (略) イ (略) ウ 当社は、第3種サービスのタイプ2の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。 (ア) 契約者回線の品目 <table><tr><th>品 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>0.5Mb/s</td><td>契約者回線について、0.5Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>1 Mb/s</td><td>契約者回線について、1.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>5 Mb/s</td><td>契約者回線について、5.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 備考 1 保守の態様については、タイプ1のクラス2に準ずるものとします。 2 10Gb/s の品目において、次のいずれかの場合には、契約者からの請求により回線終端装置を設置しない場合があります。 (1) その契約者回線の終端の場所が収容 L A N型通信網サービス取扱所内となるとき。 (2) その契約者が当社が別に定める者である等、当社の業務遂行上支障がないと当社が認めるとき。 3 100Gb/s の品目については、その契約者回線の終端の場所が収容 L A N型通信網サービス取扱所内となる場	品 目	内 容	0.5Mb/s	契約者回線について、0.5Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	契約者回線について、1.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	5 Mb/s	契約者回線について、5.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	ア (略) イ (略) ウ 当社は、第3種サービスのタイプ2の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。 (ア) 契約者回線等の品目 <table><tr><th>品 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>0.5Mb/s</td><td>契約者回線等について、0.5Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>1 Mb/s</td><td>契約者回線等について、1.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>5 Mb/s</td><td>契約者回線等について、5.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 備考 1 保守の態様については、タイプ1のクラス2に準ずるものとします。 2 1 Gb/s の品目において、その契約者回線等の終端の場所が収容 L A N型通信網サービス取扱所内となる場合には、契約者からの請求により回線終端装置を設置しない場合があります。 3 10Gb/s の品目において、次のいずれかの場合には、契約者からの請求により回線終端装置を設置しない場合があります。 (1) その契約者回線等の終端の場所が収容 L A N型通信網サービス取扱所内となるとき。 (2) その契約者が当社が別に定める者である等、当社の業務遂行上支障がないと当社が認めるとき。 4 100Gb/s の品目については、回線終端装置は設置しません。	品 目	内 容	0.5Mb/s	契約者回線等について、0.5Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	契約者回線等について、1.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	5 Mb/s	契約者回線等について、5.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)
品 目	内 容																					
0.5Mb/s	契約者回線について、0.5Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																					
1 Mb/s	契約者回線について、1.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																					
5 Mb/s	契約者回線について、5.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																					
(略)	(略)																					
品 目	内 容																					
0.5Mb/s	契約者回線等について、0.5Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																					
1 Mb/s	契約者回線等について、1.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																					
5 Mb/s	契約者回線等について、5.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																					
(略)	(略)																					

新旧対照

旧		新	
	合に限り提供します。また、回線終端装置は設置しません。 4 400Gb/s の品目に係る料金その他の提供条件については、別段の合意により定めます。 (イ) (略)		ただし、その契約者回線等の終端の場所が収容LAN型通信網サービス取扱所外となる場合は、その契約者が当社が別に定める者である等、当社の業務遂行上支障がないと当社が認めるときに限り提供します。 5 400Gb/s の品目に係る料金その他の提供条件については、別段の合意により定めます。 (イ) (略)
(3) ~ (14) (略)	(略)	(3) ~ (14) (略)	(略)

2 料金額

- 2-1 タイプ1に係る利用料金 (略)
- 2-2 タイプ2に係る利用料金 (略)
- 2-3 付加機能利用料

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時LAN型通信網契約以外のもの（月額）	臨時LAN型通信網契約のもの（日額）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
VPNグループ設定機能	1のLAN型通信網契約者回線群（タイプ2に係るものに限ります。）において契約者が指定する契約者回線等からなるグループ（以下「VPNグループ」といいます。）内の契約者回線等相互間及び契約者回線と相互接続点の間の通信のみを許容する機能	—	—	—
備考	1 当社は、契約者がそのLAN型通信網契約に係る全ての契約者回線等においてこの機能を利用する場合に限り、この機能を提供します。			
	2 契約者は、設定するVPNグループの符号伝送速度については指定していただくことはできません。			

2 料金額

- 2-1 タイプ1に係る利用料金 (略)
- 2-2 タイプ2に係る利用料金 (略)
- 2-3 付加機能利用料

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時 L A N 型通信網契 約以外のも の（月額）	臨時 L A N 型通信網契 約のもの （日額）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
V P N グ ル ー プ 設 定 機 能	1の L A N型通信網契約者回線群（タイプ2に係るものに限ります。）において契約者が指定する契約者回線等からなるグループ（以下「V P Nグループ」といいます。）内の契約者回線等相互間及び契約者回線と相互接続点の間の通信のみを許容する機能	—	—	—
備考	1 当社は、契約者がその L A N型通信網契約に係る全ての契約者回線等においてこの機能を利用する場合に限り、この機能を提供します。 2 契約者が1の契約者回線等において設定できる V P Nグループの数は、当社が別に定める数までとします。 3 契約者は、設定する V P Nグループの符号伝送速度については指定していただくことはできません。			

新旧対照

旧					新						
リンクアグリゲーション機能		1のLAN型通信網契約者回線群（タイプ2に係るものに限ります。）において、契約者があらかじめ指定する契約者回線等（同一の設置場所において提供しているものであって、同一の品目（100Mb/s、1Gb/s 又は 10Gb/s の品目に限ります。）のものに限ります。）からなるグループ（以下「代替契約者回線グループ」といいます。）内の契約者回線等について、1の論理的な契約者回線とみなして通信を行うことができる機能	—	—	—	リンクアグリゲーション機能		1のLAN型通信網契約者回線群（タイプ2に係るものに限ります。）において、契約者があらかじめ指定する契約者回線等（同一の設置場所において提供しているものであって、同一の品目（100Mb/s、1Gb/s、10Gb/s 又は 100Gb/s の品目に限ります。）のものに限ります。）からなるグループ（以下「代替契約者回線グループ」といいます。）内の契約者回線等について、1の論理的な契約者回線とみなして通信を行うことができる機能	—	—	—
	備考	1 論理的な契約者回線が符号伝送可能な速度は、代替契約者回線グループ内の契約者回線等の符号伝送可能な速度を合算した速度とします。 2 代替契約者回線グループにおいて、一部の契約者回線等が全く利用できない状態となった場合は、その代替契約者回線グループ内の他の契約者回線において通信を行うことができます。なお、その場合の論理的な契約者回線の符号伝送可能な速度については、全ての契約者回線等の符号伝送可能な速度を合算した速度から、全く利用できない状態となった契約者回線等に係る符号伝送可能な速度を控除した速度とします。 3 1の契約者回線等ごとに提供するこの機能の数は1までとします。 4 代替契約者回線グループの契約者回線等の数は、8までとします。 5 代替契約者回線グループの契約者回線等については、その代替契約者回線グループの全ての契約者回線等に優先制御機能が提供されている場合又は全ての契約者回線等に優先制御機能が提供されていない場合に限り、契約者が指定することができます。 6 VPNグループ設定機能を提供している場合に指定することができる契約者回線等は、同一のVPNグループに所属する契約者回線等に限ります。					備考	1 論理的な契約者回線が符号伝送可能な速度は、代替契約者回線グループ内の契約者回線等の符号伝送可能な速度を合算した速度とします。 2 代替契約者回線グループにおいて、一部の契約者回線等が全く利用できない状態となった場合は、その代替契約者回線グループ内の他の契約者回線において通信を行うことができます。なお、その場合の論理的な契約者回線の符号伝送可能な速度については、全ての契約者回線等の符号伝送可能な速度を合算した速度から、全く利用できない状態となった契約者回線等に係る符号伝送可能な速度を控除した速度とします。 3 1の契約者回線等ごとに提供するこの機能の数は1までとします。 4 代替契約者回線グループの契約者回線等の数は、 <u>100Gb/s の品目については2まで、それ以外の品目については8までとします。</u> 5 代替契約者回線グループの契約者回線等については、その代替契約者回線グループの全ての契約者回線等に優先制御機能が提供されている場合又は全ての契約者回線等に優先制御機能が提供されていない場合に限り、契約者が指定することができます。 6 VPNグループ設定機能を提供している場合に指定することができる契約者回線等は、同一のVPNグループに所属する契約者回線等に限ります。			
					附 則（令和6年8月27日企管第155500000436号） この改正規定は、令和6年8月30日から実施します。						

LAN型通信網サービスにおける当社が別に定める内容の一部改正

新旧対照

旧			新		
当社が別に定める内容			当社が別に定める内容		
LAN型通信網サービス契約約款			LAN型通信網サービス契約約款		
規定条文	規定内容	別に定める内容	規定条文	規定内容	別に定める内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
料金表第1表(料金)第1類(利用料金)第3(第3種サービスに関するもの)1(適用)(2)(品目等に係る料金の適用)ウ(ア)備考 <u>2</u> (2)	当社が別に定める者	次のすべてを満たすことができる電気通信事業者又はそれに準ずる者であると当社が認めた者 ・自営端末設備又は自営電気通信設備を、データセンタ又はデータセンタに準じたUPS設備を用意した堅牢な場所に設置すること。 ・通信状態を定期的にモニタリングしていること。 ・通信の異常等が検知されたときは、自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを専門の技術者が確認したうえで、当社に対して故障申告を行うこと。 ・自営端末設備又は自営電気通信設備を契約者回線から取りはずすときは、事前に当社へ通知すること。 ・上記の条件について、合理的な理由により一部満たせないものがある場合は、当該条件を補完する方法について当社と協議を行い、承認を得ること。 ・上記の取扱いについて、遵守できなかった場合は、回線終端装置の設置することに同意いただくこと。	料金表第1表(料金)第1類(利用料金)第3(第3種サービスに関するもの)1(適用)(2)(品目等に係る料金の適用)ウ(ア)備考 <u>3</u> (2)及び備考4	当社が別に定める者	次のすべてを満たすことができる電気通信事業者又はそれに準ずる者であると当社が認めた者 ・自営端末設備又は自営電気通信設備を、データセンタ又はデータセンタに準じたUPS設備を用意した堅牢な場所に設置すること。 ・通信状態を定期的にモニタリングしていること。 ・通信の異常等が検知されたときは、自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを専門の技術者が確認したうえで、当社に対して故障申告を行うこと。 ・自営端末設備又は自営電気通信設備を契約者回線から取りはずすときは、事前に当社へ通知すること。 ・上記の条件について、合理的な理由により一部満たせないものがある場合は、当該条件を補完する方法について当社と協議を行い、承認を得ること。 ・上記の取扱いについて、遵守できなかった場合は、回線終端装置を設置することに同意いただくこと。 <u>(契約者回線が100Gb/sの品目においては、10Gb/s以下の品目に変更することとします。)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
料金表第1表(料金)第1類(利用料金)第3(第3種サービスに関するもの)2(料金額)2-3(付加機能利用料)サブグループ設定機能における備考4	当社が定めるところ	技術参考資料により揭示 https://www.ntt-west.co.jp/info/gisanshi/	料金表第1表(料金)第1類(利用料金)第3(第3種サービスに関するもの)2(料金額)2-3(付加機能利用料)サブグループ設定機能における備考4	当社が定めるところ	技術参考資料により揭示 https://www.ntt-west.co.jp/info/gisanshi/

新旧対照

旧			新		
			料金表第1表(料金)第1類 (利用料金)第3(第3種サ ービスに関するもの)2(料 金額)2-3(付加機能利用 料)VPNグループ設定機能 における備考2	当社が別に定め る数	技術参考資料により揭示 https://www.ntt-west.co.jp/info/gisanshi/
料金表第2表(工事に関する 費用)第2の1(適用)(3) の表中オ(時刻指定工事費)	当社が別に定め る時刻	(略)	料金表第2表(工事に関する 費用)第2の1(適用)(3) の表中オ(時刻指定工事費)	当社が別に定め る時刻	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)